

# 請願第3号

令和8年2月1日

北上市議會議長 菊池 勝 様

請願（陳情）者 住 所 北上市和賀町岩崎新田国有林内  
氏 名 株式会社北日本リゾート印  
代表取締役 菅原 三多英  
電話番号 0197-65-9000

紹介議員 氏 名 藤田民生印

## 免税軽油制度の継続についての請願（陳情）書

### 1 請願（陳情）の趣旨（理由）

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が、令和9年3月末日で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、元来、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものであります。

令和8年4月から、暫定税率は廃止されることが決定したものの、本則課税（1リットル当たり15円）は継続されることとなります。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車及び降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

以上の趣旨から、次の事項について意見書を政府関係機関に提出して頂くことを請願いたします。

### 2 請願（陳情）事項

免税軽油制度を継続していただくこと。

